



房総信用組合

BOSHIN DISCLOSURE 2026

房 総 信 用 組 合 の 現 況

令和7年度末の経営情報





ごあいさつ

平素は、房総信用組合に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申しあげます。当組合についてより一層深くご理解いただきたく、ここに第75期のディスクロージャー誌「房総信用組合の現況2026」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いです。

令和7年度については政策金利の引上げが行われ、金利のある世界が浸透することになりました。そんな中、日経平均株価は史上最高値を更新。円安が進行し、長期金利が上昇することになりました。また、世界情勢をみると、ロシア・ウクライナの戦争やイスラエル・パレスチナ問題に加え、イランとアメリカの新たな紛争が中東情勢を更に不安定にさせ、原油高が進行することになり様々な原材料価格が高騰しました。更に「令和の米騒動」と言われる、米価格の上昇をはじめとする飲食料品価格も高騰し、事業者だけでなく消費者も大きな影響を受けることになりました。

当組合の主要顧客である中小・小規模事業者においては、経営者の高齢化・後継者不足に加え原材料やエネルギー価格の高騰、慢性的な人手不足や賃上げに伴う人件費の増加が継続する一方で、コスト増を十分に価格転嫁できない状況が続いているなど依然として厳しい経営環境が続いていると感じています。

令和7年度の当組合の事業につきましては、前年に、信用組合業界の系統中央機関である全国信用協同組合連合会が当組合発行の優先出資を引き受けて頂いたことで財務基盤を強化し、新たに「金融機能強化計画」「中期5ヶ年事業計画」を策定し、令和7年度はそのスタートの年度でありました。

中期5ヶ年事業計画では、基本目標として「量の拡大から収益重視へ」「安定収益確保による経営基盤の強化」「中小小規模事業者とその家族に対する安定的かつ円滑な資金供給、持続可能な支援」を掲げ地域への金融仲介機能をこれまで以上に発揮することに集中いたしました。

その結果、業務収入の柱である貸出金利息収入については、政策金利の引き上げの影響もあり12億98百万円と前期実績比1億47百万の増加、預け金利息については、2億94百万と前期実績比1億91百万円の増加となりました。また、業務費用については、預金利息が1億70百万円と前期実績比1億33百万円の増加となりましたが、金融機関の本来業務から生じるコア業務純益については、4億63百万円と前期実績比1億80百万増加となり、当期純利益についても、2億73百万円の計上となりました。

また、財務の健全性を示す自己資本比率については、前期の自己資本比率より0.52ポイント上昇し、10.12%となりました。

令和8年度につきましても、引続き地域金融機関として、中小小規模事業者のみなさま、従業員ご家族様のお役に立てる最も身近な金融機関として、金融仲介機能を安定的に発揮していく事に注力し、役職員一同、経営基盤強化に取り組んでまいりますので、引き続きご支援とご愛顧をお願い申し上げます。

結びに、みなさまのご事業ご家庭の益々のご繁栄と、ご多幸を心よりご祈念申し上げます。

令和8年6月

理事長 江 澤 康 則

ぼうしんの概要

名 称	房総信用組合
所 在 地	〒297-8611 千葉県茂原市高師町1丁目10番地5
設 立	昭和26年6月
出 資 金	3,638百万円
組合員数	27,391名
預金残高	124,037百万円
貸 出 金	61,092百万円
店 舗 数	10店舗
職 員 数	107名

(令和8年3月31日現在)

目 次

ごあいさつ	1
ぼうしんの概要	2
主要な事業の内容	2
経営理念・経営方針	3
令和7年度 経営環境・事業概況	3
組織図	4
役員一覧	4
房総信用組合のあゆみ(沿革)	4
総代と総代会について	5
総代と選出方法	5
総代会の決議事項	5
報酬体系について	6
房総信用組合総代氏名	6
リスク管理体制	7
コンプライアンス(法令等遵守)態勢	7
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	8
個人情報保護宣言	8
中小企業の経営の改善及び地域の活性化の為の取組状況	9
地域貢献に関する情報	9
経営者保証に関するガイドラインへの対応	10
トピックス	11
資料編	13
自己資本の充実(バーゼルⅡ)	22
インターネットバンキング	29
当組合のマネー・ローndリング、テロ資金供与及び 拡散金融対策に係る対応方針について	29
手数料一覧	30
掲載用語集	31
ぼうしんからご利用のお客さまへのお願い	32
振り込め詐欺に対する取組み	33
索引	33
店舗一覧	34
地区一覧	34

主要な事業の内容

1. 預金業務

(1) 預金

総合口座、普通預金(決済用預金)、貯蓄預金、当座預金、納税準備預金、通知預金、定期預金(スーパー定期、大口定期、期日指定定期、変動金利定期)、定期積金を取り扱っております。

(2) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取り扱っております。

2. 融資業務

(1) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(2) 手形の割引

商業手形の割引を取り扱っております。

(3) 個人ローン

住宅ローン、カーライフローン、カーライフローン・リポート、カードローン・アラカルト、スーパーカードローン、多目的ローン、目的ローン、フリーローン、教育ローン、教育ローンチャンス、シルバーライフローン、シニアライフローン、リフォームローンを取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のための国債、地方債、社債、その他の証券へ投資しております。

4. 内国為替業務

振込及び代金取立等を取り扱っております。

5. 附帯業務

(1) 国債等の引受けおよび引受国債等の募集の取扱業務

(2) 代理業務

- (a) 全国信用協同組合連合会、株式会社商工組合中央金庫等の代理業
- (b) 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構等の代理貸付業務
- (c) 独立行政法人勤労者退職金共済機構の代理店業務
- (d) 日本銀行の歳入復代理店業務

(3) 債務の保証業務

(4) 有価証券の貸付業務

(5) 地方公共団体の公金取扱業務

(6) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(7) 投資信託の窓口販売

(8) 保険商品の窓口販売

6. その他の業務

(1) 自動受取(年金・給与振込等)

(2) 自動支払(公共料金・税金・授業料等)

(3) 貸金庫

経営理念

房総信用組合は、お客様の繁栄と
地域社会の発展に貢献します。

経営方針

- ・お客様の立場で考え行動します。
- ・健全で堅実な経営に徹します。
- ・明るく活力ある組織を確立します。

令和7年度 経営環境・事業概況

事業方針

当組合は、経営理念として「お客様の繁栄と地域社会の発展に貢献します」を掲げ、その実現に向けた経営方針を、①お客様の立場で考え行動します、②健全で堅実な経営に徹します、③明るく活力ある組織を確立します、の3項目とし、地域に根ざした金融機関として組合員・お取引先のニーズに的確に応え、安定・充実した金融サービスの提供を目指しております。

令和7年度事業は、基本目標として「経営の効率化」と「収益力の強化」を掲げて事業に取り組んでまいりました。経営の効率化を進め、安定した収益を確保することにより、経営基盤を強化し、組合員お取引先に寄り添った営業を行い、地域内の資金循環を円滑にすることで微力ながら地域経済の活性化に努めました。

金融経済環境

令和7年度のわが国金融経済環境を振り返りますと、長きにわたったデフレマインドから完全に脱却し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行が本格化する重要な局面を迎えています。

近年の激しい物価上昇の中、実質賃金がプラス圏で推移するなど、企業の稼ぐ力の源泉である設備投資の活性化が経済の底上げを支えています。

一方、当組合の主要取引先である中小・小規模事業者においては、国際情勢の悪化を受け原油価格の高騰を背景とした原材料やエネルギー価格の上昇に加え、慢性的な人手不足や賃上げに伴う人件費の上昇が継続する一方でコスト増を十分に価格転嫁できない状況が続いているなど、依然として経営環境が継続しており、厳しい状況となっています。

業績

経営の効率化と収益力の強化を図りつつ、組合員・お取引先に寄り添いながら、資金繰りをはじめ各種支援に取り組んでまいりましたが、業績は以下のとおり結果となりました。

1. 預金積金は、事業用の手元資金の取り崩しや、低金利下で預金から相続信託など他の運用へのシフトが進んだこと、店舗統廃合の影響もあって期中45億3百万円減少し、期末残高は1,240億37百万円となりました。
2. 貸出金は、地域金融機関の使命として最も力を入れて取り組んでまいりましたが、資金需要が低迷している中、中小・小規模事業者への資金繰り支援を積極的に行いました。貸出金の実行ベースでは昨年比増加したものの、期中での不良債権処理に加え年度末に7億96百万円の貸出金償却を行ったことから期中6億65百万円減少し、期末残高は610億92百万円となりました。
3. 有価証券は、昨年度に残存期間3年以上の債券等を売却したため、大幅な減少となりましたが、今期については、国債、地方債を中心とした購入を進めた結果、期中27億41百万円増加し期末残高は142億36百万円となりました。預け金は、系統機関である全国信用協同組合連合会を中心に預入しており、有価証券の購入や、現金への振替え等により減少し、期末残高は543億99百万円となりました。
4. 組合員数は、新規取引先開拓など利用者の増加に努め期中257先の新規加入を得ましたが、組合員の高齢化、地区外転居、事業停止などによる法定脱退、自由脱退が上回ったため、期中290先減少し、期末組合員数は27,391先となりました。普通出資金は、新規加入や増口により17百万円を受け入れましたが、法定脱退自由脱退の合計が約122百万円と上回ったため期中104百万円減少し、期末出資金は11億58百万円となりました。
5. 当期の損益は、昨期の期末に金融機能強化法の活用による資本支援に併せ金融機能強化計画を策定し、今期はそのスタートの年となりました。当期については、日本銀行の政策金利引上げ等もあり、課題でありました貸出金利息収入の増加が図れ当期利益2億73百万円の計上となりました。
6. 期末における店舗数は、10店舗と増減はありませんでした。職員数（パートを除き嘱託、育児休業を含む。）は、退職が採用を上回り14名減の106名となりました。

事業の展望及び信用組合が対処すべき課題

当組合の営業エリアは、人口減少、高齢化が著しいエリアであり、地域経済は縮小傾向にあります。地域の活性化を図るためには、中小・小規模事業者活性化が不可欠であり、各事業者の多様な経営課題に対し円滑な資金繰り支援はもちろんのこと、経営改善支援・事業再生支援・事業承継支援をはじめ、新事業にチャレンジする方々に対する創業・スタートアップ支援等に今後も積極的に取り組みしていくため、金融仲介機能の発揮、コンサルティング機能の強化を図ってまいります。

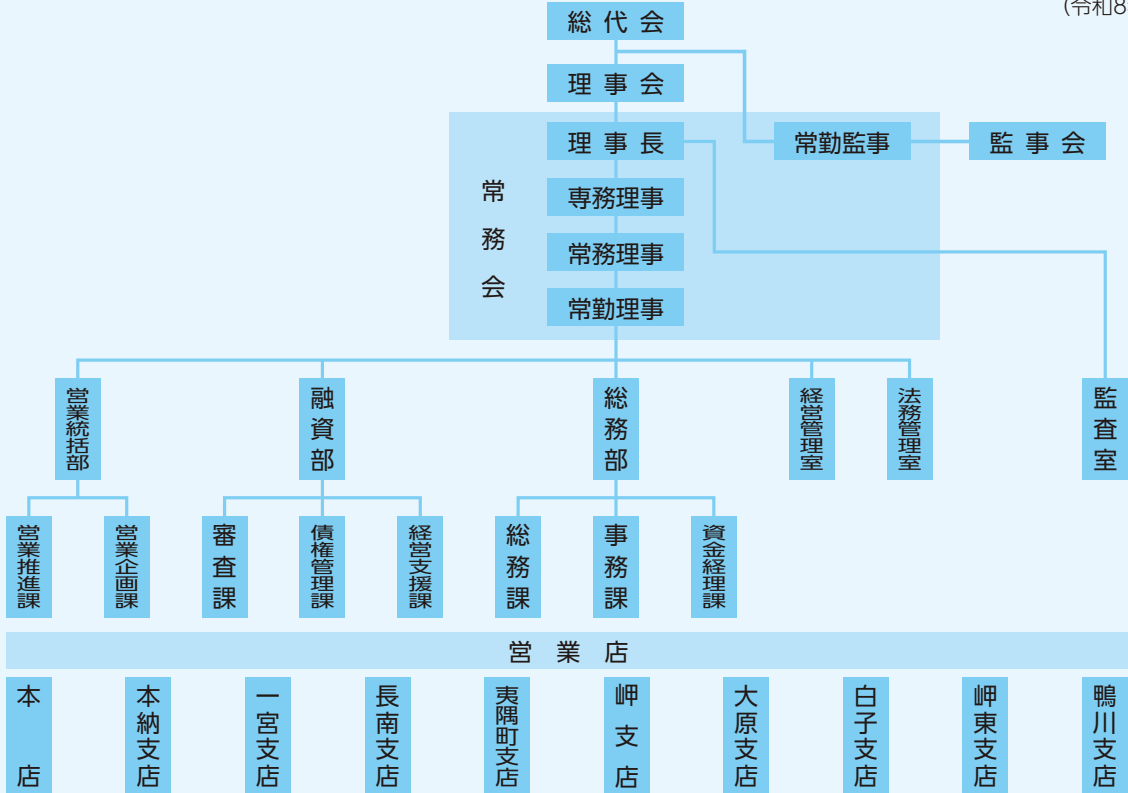
昨年度に実施した将来損失発生リスクの一掃と資本強化は、当組合の財務基盤を強化することにより、厳しい経営環境にある中小小規模事業者やその従業員ご家族などに対し、将来にわたって安定的かつ積極的に金融機関としての役割を果たしていくために行ったものであります。

今後も資本強化に際して策定した金融機能強化計画に基づき、収益力の強化、経営の効率化、資産の健全化、事務リスク管理態勢の強化等の施策を着実に実践していくことにより、地域経済の活性化に努めてまいります。

事業の組織

組織図

(令和8年6月末日現在)



役員一覧

理事長	江澤 康 則	常勤監事	大曾根 新一	理事	伊藤 康 夫
専務理事	富澤 廣 一	理事	向 光 男(※)	理事	大谷 法 子(※)
常勤理事	中山 秀 一	理事	藤代 茂 和(※)	員外監事	秋葉 芳 秀
常勤理事	飯田 享	理事	安藤 順 夫(※)	監事	井上 宗 一郎

(注)当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

(令和8年6月末日現在)

会計監査人の氏名または名称

千葉第一監査法人(令和8年6月末日現在)

房総信用組合のあゆみ(沿革)

昭和 26年	長生信用組合設立	平成 14年	損害保険の窓口販売開始
昭和 28年	長狭信用組合設立	平成 16年	アイワイバンク銀行(現セブン銀行)とのATM利用提携開始
昭和 32年	商工組合中央金庫代理店の指定を受ける	平成 17年	休日融資相談会開始
昭和 33年	国民生活金融公庫代理店の指定を受ける	平成 19年	投資信託窓口販売開始
昭和 37年	中小企業金融公庫代理店の指定を受ける		第五次オンラインシステム稼働
昭和 43年	本店から統括部門を独立し本部制を敷く	平成 20年	千葉第一監査法人と監査契約
昭和 48年	東京手形交換所加盟	平成 21年	生命保険の窓口販売開始
昭和 55年	しんくみ共同センター加盟(オンライン業務開始)	平成 25年	経営革新等支援機関に認定
昭和 59年	現金自動支払機(CD)の導入(のちにATM化)	平成 26年	鴨川支店新築移転オープン
	預金量500億円達成	平成 27年	第6次オンラインシステム稼働
平成 1年	外国通貨両替業務の認可を受ける		千葉県よろず支援拠点サテライト相談所設置
平成 2年	長生信用組合と長狭信用組合が合併		(本店・一宮支店・大原支店・鴨川支店)
	房総信用組合としてスタート	平成 29年	公益法人千葉県産業振興センターとの業務提携(覚書調印)
	預金量1000億円達成		厚生労働省 千葉労働局と包括連携に関する協定を締結
平成 3年	第三次オンラインシステム稼働	平成 30年	千葉県行政書士会と包括的連携に関する協定を締結
平成 5年	本店新社屋完成(現在地に移転)		第一勧業信用組合と連携協力に関する協定を締結
	旧本店を茂原支店として開設		信託契約代理店の登録(相続信託)
	日本銀行歳入復代理店の認可を受ける	令和 元年	茂原支店を本店内・御宿支店を大原支店内に移転(店内店舗)
平成 6年	国債窓口販売の認可を受ける	令和 4年	勝浦支店を大原・御宿支店に統合
平成 7年	全国初の懸賞金付き普通預金(年金口座)を発売		移動金融車「なのはな号」の運行を開始
	(懸賞金付き福祉預金「心づくし」)	令和 6年	店内店舗の茂原支店を本店に、御宿支店を大原支店に統合
	外国送金取次業務を開始	令和 7年	町保支店を本店に統合
平成 11年	ポスト第三次オンラインシステム稼働	令和 8年	長南支店を本店を母店とするサテライト(預金特化)店舗化
平成 13年	あずさ監査法人(旧朝日監査法人)と監査契約		

総代と総代会について

総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて地域社会への貢献と組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。

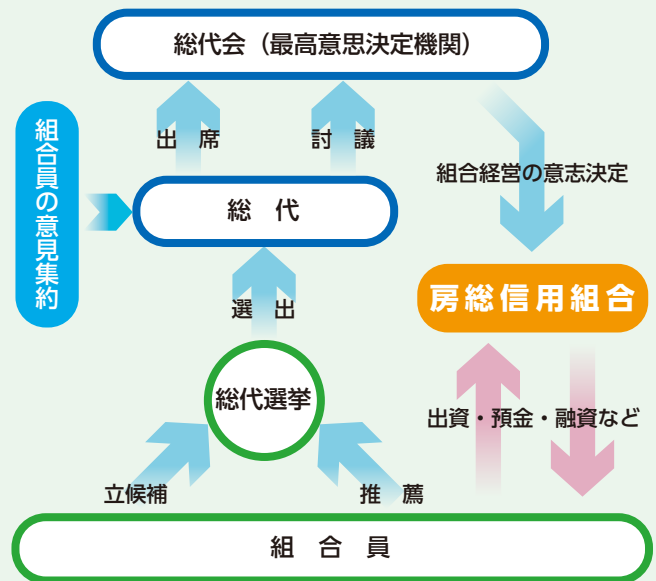
組合員の意見は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて組合の経営に反映することとなります。

当組合の組合員数は大変多く、総会の開催は事実上不可能であることから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、法令ならびに定款に基づき、総会に代えて総代会制度を採用しております。

総代会は、定款の変更、決算、取引業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

したがって、総代会は総会と同様に組合員一人一人の意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選任された総代で構成・運営されます。

総代会の開催につきましては、毎年6月に通常総代会を、必要に応じて臨時総代会を開催します。



総代と選出方法

(1) 総代の任期・定数

- ① 総代の任期は3年です。
 - ② 総代の定数は定款により100人以上120人以内です。
- なお、令和8年6月26日現在の総代数は108名、組合員数は27,090人です。

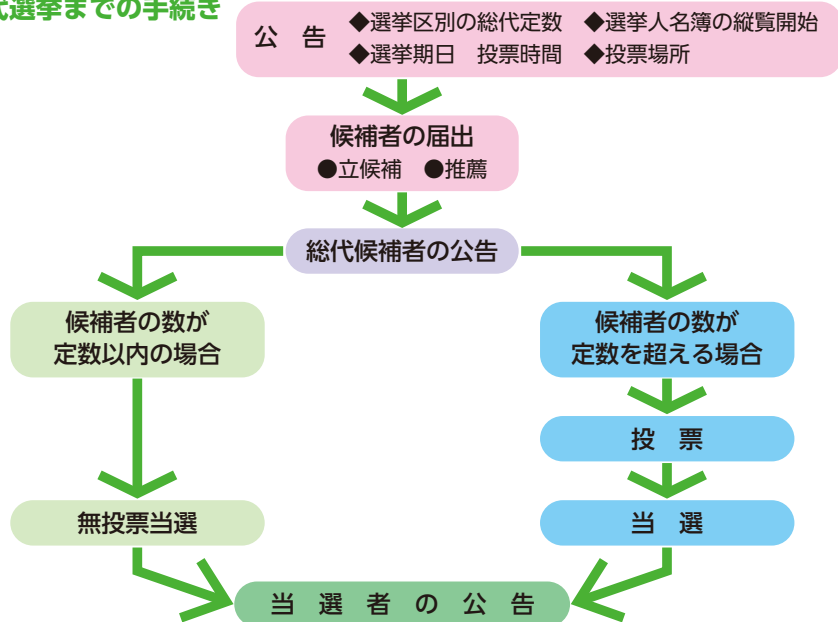
(2) 総代の選任方法

総代は、組合員の代表として、総代会を通じ、組合員の意見や要望等を当組合の経営に反映する重要な役割を担っております。

この総代は、当組合の定める総代選挙規程に則り、選挙によって選出されます。

総代選挙規程では、選挙区、選挙期日、選挙権、選挙の公告、候補者の届出、投票の方法、当選者の通知及び公告、補充選挙等について定めています。

総代選挙までの手続き



総代会の決議事項

第75期通常総代会(令和8年6月26日開催)では、次の事項が付議され、全議案が可決・承認されました。

報告事項

- 第1号 第75期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
事業報告・貸借対照表・損益計算書の報告

決議事項

- 第1号議案 第75期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
剰余金処分案承認の件(監査報告)
- 第2号議案 第76期事業計画及び収支予算案承認の件
- 第3号議案 定款一部改正の件
- 第4号議案 任期満了に伴う理事改選の件
- 第5号議案 組合員除名承認の件



報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	40	67
監事	10	13
合計	50	80

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事10名、監事4名です。(退任役員を含む)

注3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、ありません。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与し、報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

房総信用組合総代氏名 (任期：令和7年5月16日～令和10年5月15日)

(敬称略・令和8年5月末現在)

(第1区)	石山紀之⑤	(医)慶生会①	秋場貴子◆	渡邊英美④	(第6区)	女良要介①	橋本孝男③
齊藤 晟◆	関谷康夫⑤		仁茂田正◆	星野昭栄③	高浦伸芳④	(有)山口運送①	
青柳征三◆	園岡 実⑤	(第2区)	田中信行⑥	永野廣文③	久保田榮③		(第10区)
鬼島義昭◆	深山敏夫④	白井良範◆	遠藤修二⑥	中橋一夫③	伊藤英則③	(第8区)	武田将次郎◆
河野榮二◆	米田清治④	永野 建◆	加藤清之⑥	石井健嗣③	松本勝一②	細谷松一◆	永井 實⑥
玉井 等◆	市東一弘④	渡邊良二⑦	藍 和夫⑥	嶋野政江③		安川昭博◆	五味克教⑤
加藤郁夫◆	阿部 嗣④	宮内秀憲⑥	渡辺 孝⑥	永嶋三喜男①	(第7区)	向 光男⑦	藤代茂和⑤
雪田康夫◆	齋藤藤枝②	植草 清⑥	田中正美⑤	佐久間丈尚①	小路重志男◆	宗島慶明⑦	岡野哲郎④
錦織俊和⑦	(株)富士商会②	山崎忠一⑥	鈴木勝幸③		渡邊 實◆	森川祐芳⑥	桐谷真希雄②
岡澤範明⑦	千葉石油(株)②	稲葉三千雄⑤	小林雅明②	(第5区)	木村三津男◆	森川正章⑤	島川公一①
山田忠明⑦	(株)日本ダイス②	鈴木正則④	渡邊 耕②	高師恒雄◆	小林一友◆	大谷法子②	吉田泰洋①
露崎正幸⑦	御園建設(株)②	矢部ひろみ③	河合辰巳①	高原正明③	水谷武夫⑦	丸信工業(株)①	(株)吉野組①
伊東康雄⑦	荒 徹①	鎗田洋一郎②	(株)松寄組①	具志堅行一②	高橋正博⑥		(有)ホンダ長狭①
安野家正⑥	永瀬 一①		一宮不動産(株)①	關 正己①	田中正己⑤	(第9区)	
杉田博章⑤	(株)スズキ自動車商会①	(第3区)		目羅嘉史①	平川誠一②	井上和政⑥	
渡辺公孝⑤	(株)マキタ①	狩野佳方◆	(第4区)	奥村雄司①	(株)フィアンドエフ②	鵜沢則之⑤	
			白鳥平治⑦				

(注1) 氏名の後に就任回数を記載しております。

(注2) 就任回数が8回を超えている場合は◆で示しております。

選挙区	総代定数	総代数
1区	30～35	32名
2区	9～11	10名
3区	14～16	15名
4区	8～9	9名
5区	5～6	6名
6区	3～4	4名
7区	9～12	11名
8区	9～11	8名
9区	3～4	3名
10区	10～12	10名
合計	100～120	108名

年齢別	人数	構成比
30代以下	1	1.06%
40代	5	5.32%
50代	13	13.83%
60代	22	23.40%
70代	38	40.43%
80代以上	15	15.96%
合計	94	100.00%

職業別	人数	構成比
個人	7	6.48%
個人事業主	16	14.81%
法人役員	71	65.74%
法人	14	12.96%
合計	108	100.00%

業種別	人数	構成比
製造業	11	10.89%
不動産業	6	5.94%
卸売業・小売業	28	27.72%
建設業	11	10.89%
運輸業	0	0.00%
その他サービス業	45	44.55%
合計	101	100.00%

(※業種別は法人・法人役員・個人事業主を対象に限る。)

リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展により、金融機関業務はますます多様化・複雑化し、それに伴い信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど信用組合の抱える様々なリスクも増大し、信用組合の経営に影響を与えています。そのため、各種リスクを従来以上に的確に把握・分析し厳正に管理して健全性を確保することは信用組合経営上、不可欠なものとなっています。

当組合は、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、経営体力、自己資本の水準から許容できるリスク量の適正なコントロールを行い、収益力の強化を図るとい、「健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しています。多岐にわたるリスクを総合的に管理するため「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢の強化に努めております。

統合的リスク

統合的リスクとは、バーゼルの新自己資本比率規制に対応させたもので、信用リスク、市場リスクやオペレーショナル・リスクなどの他に与信集中リスク、銀行勘定の金利リスクや風評リスクなど金融機関が直面するすべてのリスクをさします。統合的リスク管理とは、これらのリスクをカテゴリーごとに網羅的に洗い出し、評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較し自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

当組合では、貸出資産の健全性を維持するため、審査部門が個々の案件に対し、財務内容・保全面・信用力等をはじめ総合的な分析を行い、厳正厳格な審査を行っております。

また、職員に対しては、融資勉強会、各種の教育・研修を徹底しており、審査能力の向上に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産(オフバランス資産を含む)の価値が変動し損失を被るリスクです。

当組合では、ALM(資産と負債の総合管理)委員会を設置し、金融・経済動向の把握や金利予測等を行い、金利リスク・価格変動リスク・為替リスク等市場リスクへの迅速な対応や、より効率的で安定した資金の運用・調達に努めています。

流動性リスク

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できな

くなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)からなります。

当組合では、的確な資金ポジションを確保するため、預金や貸出金を日常的に集中管理するとともに、調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた万全の体制をとっております。

また、緊急に資金調達を要する事態が生じた場合に迅速かつ適切な対応を図ることを目的として「緊急事態発生時の懸念時・危機時における資金繰り等の対応整備要領」を制定し、資金繰りリスクに備えております。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象によって損失を被るリスク(自己資本比率の算定に含まれる分)及び金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク(自己資本比率の算定に含まれない分)をいいます。つまり、外部委託業務にかかるリスク、事務リスク、システムリスクやそれ以外のオペレーショナル・リスク(法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク)などです。

・事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当組合では、日常業務のミスを防止し、正確・迅速な事務処理を行うため、事務の機械化・集中化を図るとともに、内部事務規程や各種マニュアルの整備に努めております。

また、事故の未然防止や事務レベルの向上のため、監査室による臨店監査を全店年1回実施するほか、全店月1回の自店検査を実施し、事務処理状況のチェックを行っております。

さらに、各営業店に対して計画的な事務研修・指導を行い、事務管理体制の充実に努めております。

・システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動により損失を被ったり、不正使用や情報漏洩等により損失を被るリスクです。

当組合では、全国の信用組合で組織する信組共同センター(SK)に加盟し、勘定処理の主要システムを最新鋭のシステムとバックアップ体制により保護するとともに、システムリスク管理規程、危機管理マニュアル等の整備に努め、コンピュータやネットワークシステムを事故や人為的な不正行為から守り、お客さまの情報に対するセキュリティの確保に努めております。

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

コンプライアンスとは、役職員が法令、諸規則、社内諸規程を遵守し、もって企業倫理に反することなく、誠実かつ公正に業務を遂行することをいいます。

当組合は、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つであると位置付け、「コンプライアンスの基本方針」の下、役職員の行動綱領を盛り込んだ「コンプライアンス・マニュアル」と、実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定して、これらを全課室店に配布し、研修・会議・勉強会などの機会を通じて全役職員に周知徹底を図るとともに、各課室店にコンプライアンス担当者を配置し、計画の着実な実行およびコンプライアンス意識を浸透させることにより、コンプライアンス態勢の強化に努めています。

コンプライアンスの基本方針

1. 当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保します。
2. 当組合は、法令、諸規則、社内諸規程の遵守(コンプライアンス)を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図ります。
3. 当組合は、当組合の事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図ります。
4. 当組合は、役職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保します。
5. 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組みます。
6. 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等について

当組合では、お客様からのご相談やご意見ご要望、苦情などをお伺いするため、お取引先店舗の窓口に他に「お客様相談窓口」を設けております。また、紛争解決のため、もしくは、万一、お取引内容に関してご不審やご不明点などがございました場合も、こちらのホットラインでうけたまわります。

お客様相談窓口 【房総信用組合 法務管理室】



受付時間：平日9：00～17：00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お取引先店舗またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日	月～金(除 祝日、年末年始)	月～金(除 祝日、年末年始)	月～金(除 祝日、年末年始)
時 間	9:30～12:00、13:00～15:00	10:00～12:00、13:00～16:00	9:30～12:00、13:00～17:00

尚、保険商品の場合に限り、下記ADR機関へ申し出ることも可能です。

名 称	生命保険相談所(一般社団法人生命保険協会)	そんぽADRセンター(一般社団法人日本損害保険協会)
住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
電話番号	03-3286-2648	0570-022808
受付日 時間	土・日曜、祝日、年末年始を除く 9:00～17:00	月～金曜(祝・休日、年末年始除く) 9:15～17:00

尚、信託商品の場合に限り、下記ADR機関へ申し出ることも可能です。

名 称	信託相談所(一般社団法人信託協会)
住 所	〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-2
電話番号	0120-817-335
受付日 時間	月～金曜日(祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:15

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)(の)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下「法令等」といいます。))を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取引いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

(1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報

(2) 当組合と提携する共同利用業者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報

(3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

ただし、当組合は、外国の法令等の要請により、外国の税務当局等に個人データを提供する場合があります。当組合は、お客様に当該機関の名称及び所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行ったうえで、同意を得るものとします。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための委託契約締結、実施状況の点検などを行います。

(1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合

(2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

苦情等のお申し出は、下記しんくみ相談所でも受け付けています。
(詳しくは、当組合お取引先店舗へご相談ください)

名 称	しんくみ相談所(一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	03-3567-2456
受付日 時間	月～金曜日(祝日及び金融機関休業日を除く) 9：00～17：00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

(1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8.のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。

(2) 取得・利用・保存・提供・削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。

(3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれ把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。

(4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

(5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

(6) アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法令等に基づく正当な理由による。))には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止
当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

房総信用組合 住所 千葉県茂原市高師町1丁目10番地5
代表者 理事長 江澤康則
(窓口)総務部 Tel 0475-22-5111
Fax 0475-23-9777
eメール boshin@peach.ocn.ne.jp

平成29年12月29日制定
令和7年4月1日改訂

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合の主要取引先である中小零細企業や個人事業主は、景気の変動や地域経済情勢の影響を受けやすいことに加え、地域エリアの少子高齢化に伴う人手不足、足元の原油価格、物価高騰の影響を受けており、様々な経営課題を抱えております。

こうした中小零細企業と、共に悩み、共に経営改善に取り組むことが、当組合の経営理念である「お客様の繁栄と地域社会の発展に貢献します」を具現化するものであります。

したがって、お取引先からの経営相談に積極的に応じるとともに、経営指導等のコンサルティング機能を発揮し、経営改善支援に引き続き全力で取り組んで参ります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備（外部専門家・外部機関との連携）の状況

中小企業・小規模事業者の様々な経営課題解決の為、平成27年度から「よろず支援拠点サテライト相談所」を設置し毎月第3火曜日に4ヵ店（本店・一宮支店・大原支店・鴨川支店）の持ち回り開催により、各種課題解決に取り組んでおります。

千葉県中小企業診断士協会と業務提携し、同協会から派遣される中小企業診断士により、経営改善支援、本業支援に取り組んでおります。

外部機関である千葉県信用保証協会、千葉県中小企業活性化協議会、千葉県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、様々な経営支援に取り組んでおります。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況（支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等）

a. 創業・新規事業の支援

商工会議所、商工会、よろず支援拠点、千葉県信用保証協会及び他金融機関と連携を図り、創業・新規事業開拓支援に取り組んでおります。千葉県信用保証協会の創業資金を活用した取扱いは13件/58,200千円となっております。

b. 成長段階における支援

千葉県中小企業診断士協会から派遣される中小企業診断士とともに事業者を訪問し、各種補助金を活用した生産性の向上や事業拡大等の本業支援に取り組んでおります。

c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

税理士、中小企業診断士等の外部専門家や千葉県中小企業活性化協議会、千葉県信用保証協会等の外部機関との連携により、経営改善計画書の策定支援や計画策定後の継続的なモニタリング支援に取り組んでおります。

千葉県中小企業活性化協議会のもと抜本的な経営改善を図るため、他金融機関と連携し、事業再生支援に取り組んでおります。

4. 地域の活性化に関する取組状況

各営業店において、行政機関と連携し、地域活性化のための各種会議やイベント等に参加し、地域活性化に取り組んでおります。

地域貢献に関する情報

1. 地域貢献に関する経営姿勢

当組合は、茂原市から鴨川市までの外房地域一帯を営業地区とし、地域の事業者や住民が組合員となり、お互いに助け合い発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。

組合員、お客様一人一人の顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、常にお客様の事業の繁栄や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

2. 融資を通じた地域への貢献

米国関税措置や米価、物価高騰の影響を受けている事業者さまむけに緊急特別融資の取扱いを始めるとともに、相談窓口を開設し、事業者さまからの資金繰り等のご相談に迅速に対応できるよう取り組んでおります。

取扱期間：令和7年6月5日から令和8年12月30日

(1) 貸出先数・金額（令和8年3月末現在）

区 分	先数(先)	貸出残高(百万円)	内 訳 (百万円)
事 業 者	1,410	37,953	(設備資金) 16,204 (運転資金) 21,749
個 人	2,668	13,527	(住宅資金) 7,013 (消費者ローン) 2,541
地方公共団体	14	9,611	
合 計	4,092	61,092	

(2) 地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は、千葉県や茂原市など地区内各市町村の中小企業向け制度融資の取扱窓口指定されており、令和8年3月末現在、1,545件、10,609万円のご利用を頂いております。

制度の名称	取扱件数(件)	貸出残高(百万円)
千葉県中小企業振興資金融資	1,417	10,163
各市町村の制度融資	128	446
合 計	1,545	10,609

地域貢献に関する情報

(3)当組合の融資商品の概要

当組合では、事業者や個人の資金ニーズにお応えするため、次のような融資商品を取り扱っております。

① 事業者向け融資

種 類	概 要
証書貸付	主に設備資金などご利用いただく長期のご融資です。
手形貸付	主に運転資金などご利用いただく短期のご融資です。
手形割引	一般商業手形の割引です。
当座貸越	一定の貸越極度額まで自由にご利用いただける当座預金の貸越契約です。

② 個人向け融資

種 類	資金のお使いみち	ご融資金額(上限)	ご融資期間(最長)	担保・保証
住宅ローン	住宅の新築・増改築・購入	10,000万円	35年	不動産・保証人または保証会社
リフォームローン	リフォーム関連資金	1,000万円	15年	保証会社
カーライフローン	自動車等の購入・車検・免許取得費用	1,000万円	10年	保証会社
カーライフローン・リポート	自動車等の購入・車検・免許取得費用(お取引のあるお客様向け)	1,000万円	10年	保証会社
カードローン・アラカルト	事業資金以外の健全な消費資金	500万円	1年(自動更新)	保証会社
目的ローン	事業資金、旧償返済資金以外で資金使途が明確な資金	500万円	7年	保証会社
フリーローン チョイス	事業資金、旧償返済資金以外の消費資金	500万円	15年	保証会社
教育ローン	教育資金全般	200万円	10年	家族保証
教育ローン極度型チャンス	教育資金全般	500万円	3年(自動更新)	保証会社
シルバーライフローン	健康で、文化的な生活を営むための資金	100万円	5年	保証会社
シニアライフローン	健康で、文化的な生活を営むための資金	200万円	5年	保証会社
CSフリーローン	健康で、文化的な生活を営むための資金	1,000万円	15年	保証会社
ぼうしんパートナーズ	運転資金、設備資金等の事業資金	500万円	5年	保証会社
職域サポートフリーローン	事業資金、旧償返済資金以外の消費資金 (当組合と職域優遇協定締結の提携企業の役員向け)	500万円	10年	保証会社
職域サポート目的ローン	事業資金、旧償返済資金以外で資金使途が明確な資金 (当組合と職域優遇協定締結の提携企業の役員向け)	500万円	10年	保証会社

3.お取引先への支援状況等

(1)事業承継支援への取組み

千葉県事業承継・引継ぎ支援センター、独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携し、同センターから派遣された専門家と、後継者問題等を抱える取引事業者さまを訪問し、事業承継についての個別相談を実施する等の事業承継支援に取り組んでおります。

(2)人手不足等に対する取組み

千葉県副業人材マッチング支援事業や、レビキャリア等を活用し、人手不足に悩む事業者さまに対する人材マッチング支援に取り組んでおります。

「経営者保証ガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人与経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなど具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

【「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み事例】

1.主債務者及び保証人の状況、事案の背景

経営者保証に関するガイドラインに係る取扱い基準に基づき誠実に対応するように努めています。企業経営者の年齢も高く、後継者不在に対しての事業存続の危機も想定されるため取り組みに至っています。

2.取組内容

「経営者保証に関するガイドライン」に係る経営者保証の提供なしでの取組申込書(事業承継時・債権毎)により、申込人との十分なヒヤリングを実施し判断しております。

事業承継時の対応については、旧経営者の経営関与状況や、事業内容等から新旧経営者に対し「経営者保証に関するガイドライン」について十分な説明を実施し二重徴求の解消を含めた対応をしております。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	171件	168件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	18.44%	20.51%
保証契約を解除した件数	5件	5件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

※令和5年度からは個人事業主が含まれます。

ふれあいを大切に……

房総信用組合は金融を通じて地域経済の発展に貢献することはもちろん、色々な分野で地域の皆様のお役に立ちたいと考えております。特に、現在の日本の発展を支えてこられた高齢者の方々を大切にすることを主眼に考えています。「心づくし」「福運」による懸賞金付福祉預金のほか、年金受給の方を対象にした金利上乘せ定期預金「100歳100歳」も取扱っております。

献血運動

毎年「しんくみの日」週間に合わせて、献血運動を実施しております。

また、当組合では「しんくみの日」週間の献血の他に、日本赤十字社のご協力により、3月にも献血を実施しております。役職員のほか、一般の方にも献血に協力をいただいております。



地域の皆様と一緒に地元を盛り上げるために

令和7年7月26日(土)、茂原七夕まつりの「もばら阿波おどり」に「ぼうしん連」として参加いたしました。地域密着を旨とする企業「信用組合」として、地域の皆様と共に地元の大きなイベントを盛り上げました。



房総信用組合「しんくみ はばたき奨学金」

将来の地域社会の発展を担う高校生を応援する為、当組合の営業エリア(4市7町1村)にお住いの母子家庭、父子家庭の高校生に対し、返還不要の給付型奨学金制度を設けております。5年目の令和7年度は10名の高校生に給付をしました。令和8年度は6名に対し給付を予定しております。

子どもたちの将来のために

今年度も、地域の中学校を訪問し金融教室を開催しました。

子どもたちに正しい金融知識を身につけてもらうため、地域の中学校を訪問し金融教室を行っています。移動金融車「なのはな号」も現地に行き、ATMの操作などを体験してもらいました。



継続的な環境保全への取り組み

長生郡一宮町の釣ヶ崎海岸(東京オリンピックのサーフィン競技会場の約4,000㎡の県有地に、千葉県「法人の森」制度に基づいてクロマツ、トベラ、マサキの苗、計3,038本を植樹しました。当組合では、植物の生育を促すため、定期的に草刈り等の管理を行っており、現在、3メートルを超えて成長しております。防風・防砂の効果、CO2の削減、津波減災効果、景観の向上、生物多様性の確保など多面的な地域貢献活動として、継続的に取り組んでおります。

